

戸籍に関する情報は

ホームページ上では掲載致しておりません

6月1日
～6月30日

屋外広告物は適正に表示しましょう

町内全ての地域は、禁止地域と制限地域の屋外広告物許可申請対象区域となっております。

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板・立看板・はり紙・はり札・広告塔・広告板・建物その他の工作物等に掲出・表示されたものです。

これらの屋外広告物の表示・設置に関しては、町並みや自然の美しさを損ねたり、公衆に危害をおよぼしたりしないようルールが定めてあり、手続きが必要な場合があります。

みんなで、ルールを守って、美しいまちをいつまでも守りましょう。

禁止広告物

- ひどく汚れたり、色あせたり、塗料のはがれたもの
- ひどく破損したり、老朽化したもの
- 倒れたり、壊れたり、落下するおそれがあるもの
- 信号機や道路標識などに似ていたり、道路の安全利用を妨げるもの

禁止物件

街路樹・信号機・道路標識・電柱・橋・トンネル・分離帯・道路上のさく・消火栓・郵便ポスト・電話ボックス・銅像・記念碑・街灯柱へのはり紙、はり札、広告旗、立て看板など

禁止地域

次のような地域では、原則として広告物を表示することはできません。

- 国道 269・448 号線の両側 100 m 以内の区域
(但し、規制対象から除外されるもの有り)

制限地域

町内の禁止地域を除く全ての地域で広告物を表示するには町長の許可が必要です。(許可基準あり)

設置には許可が必要

屋外広告物を設置するには、あらかじめ許可が必要なものもあります。

また、自分の店舗や会社に表示するなどの広告物も、一定の表示面積を超える場合は許可が必要です。

手数料

広告物の種類と大きさで手数料は決まります。
※ 許可申請・手数料など詳しくはお問い合わせください。
錦江町役場 建設課 建設チーム ☎ 0994-22-3033

マイクロ送迎ができます
大小宴会・各種弁当
単品料理も充実しています

和風味処 喜多

南大隅高校前 ☎ 0994-24-2281

盆提灯半額セール



提灯のことなら

どこよりも安く! 1,780 円より

どこよりも豊富! 常時 200 点展示

家紋入り特価承り

5,800 円～

48,800 円

ひろくま

☎ 22-2345

◆役場からのお知らせ

ごみステーションからごみの持ち去りを禁止及び罰金を科する条例が平成 21 年 7 月 1 日から施行されました。ごみを持ち去って検挙された場合は、20 万円以下の罰金を科されます。

STOP!
ごみどろぼう

